平成十九年四月十九日

1

号

外

する。

次

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

入

事

課

入

事

課

九

規

則

目

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

入

事

課

_

ıΣ

福岡県県立病院対策長等の職の設置に関する規則の一部を改正する

福岡県分権改革推進室設置規則

福岡県自動車産業振興室設置規則の一部を改正する規則 (人

福岡県九州国立博物館室設置規則 福岡県北部福岡緊急連絡管建設室設置規則

福岡県病院事業財務規則の一部を改正する規則

入

事 事 事

課 課 課 課 課

— 五

(県立病院課)

六

入

入

— 五 _ 入

事 事

兀

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 事 課

入 入 事 課 — 七

(行政経営企画課) — 七

規 則 福岡県公印規程の一部を改正する訓令 福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する

平成十九年四月十九日

福岡県規則第三十四号

福岡県知事 麻 生

渡

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則 (昭和三十四年福岡県規則第六十六号) の一部を次のように改正

センター (第七十八条 目次中「第三十一条の十八」を「第三十一条の二十」 第八十条)」を 「第五款 削除」に、 ľ 「第五款 「パスポートセンター」 アジア文化交流

を「アジア文化交流センター」に、

「第六款 障害者職業能力開発校 (第百三十七条の六 第百三十七条の八)」を

第六款 第七款 障害者職業能力開発校 (第百三十七条の六 パスポートセンター (第百三十七条の九 第百三十七条の十一) 第百三十七条の八

に

改める。

同表に次のように加える。 第七条第二項第三号の表県立病院課の項を削り、同項第五号の表国際交流課の項を削 同表新雇用開発課の項中 「企画開発係」 を「企画開発係 障害者雇用係」 に改め、

	国際交流局	
交流第二課	交流第一課	
	涉外係	

第八条第五項中「及び労働局」 を、、 労働局及び国際交流局」に改める。

第十一条中第四号を削り、 第五号を第四号とし、 第六号から第二十五号までを一号ず

つ繰り上げる。

第二十条の八第一項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号

の次に次の一号を加える。

第二十条の八第二項中「前項第十四号、第十五号及び第十六号」を「前項第十五号、 十五 地域再生法 (平成十七年法律第二十四号) の施行に関する事務のうち、 属しないこと。 他課に

及び第十四号」に改める。 び第十三号」を「第一項第三号、 第十六号及び第十七号」に、 同条第三項中 第四号、 第六号、第七号、 「第一項第四号、 第八号、 第六号、 第七号、 第九号、 第十三号 第九号及

第二十一条第一項中第十五号を削り、同項第十六号中「 (県立病院に関するものを除

く 号」に改め、同条第四項中「第十七号及び第十八号」を「第十六号及び第十七号」に改 十九号」に改め、同条第三項中「第十六号及び第二十四号」を「第十五号及び第二十三 財務に関することを除く。) 」を削り、同号を同項第十八号とし、同項中第二十号を第 同項第十九号中「、薬務課及び県立病院課」を「及び薬務課」に改め、 条第六項中「第十三号」の下に「に掲げる事務」を加える。 十九号とし、 八号中「特別会計」の下に「及び病院事業の財務」を加え、同号を同項第十七号とし、 「第十九号、第二十一号、第二十二号、第二十五号、第二十六号、第二十八号及び第二 第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十七号、第二十九号及び第三十号」を 同条第五項中「第十九号及び第二十一号」を「第十八号及び第二十号」に改め、 を削り、 第二十一号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第二十 同号を同項第十五号とし、 同項中第十七号を第十六号とし、 「 (病院事業の 同項第十 同

を削る 第二十三条第四号イ中「及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設」

つ繰り下げ、第八号の次に次のように加える 第二十三条の二第一項中第十二号を第十三号とし、 第九号から第十一号までを一号ず

第二十三条の二第二項中「第十一号及び第十二号」を「第九号、第十二号及び第十三 十八年法律第七十七号)の施行に関すること。 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成

号に掲げる事務」に改め、同条第三項中「第七号」の下に「に掲げる事務」を加える。 県立精神医療センター太宰府病院」を加え、同二を同号ホとし、同号中八を二とし、 第二十五条第一号中ホをへとし、 同号二中「県立身体障害者更生援護施設」の下に

病院事業の財務に関すること。

口を八とし、イの次に次のように加える

第三十条を次のように改める。

削除

第三十一条の二を次のように改める。

(国保・援護課の所掌事務)

第三十一条の二(第七条第二項に規定する保健福祉部国保・援護課の所掌事務は、 とおりとする

- に関すること。 在外公館等借入金の確認に関する法律 (昭和二十四年法律第百七十三号) の施行
- ے چ 戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和二十七年法律第百二十七号) の施行に関する
- 三 未帰還者留守家族等援護法 (昭和二十八年法律第百六十一号) の施行に関するこ
- 引揚者給付金等支給法 (昭和三十二年法律第百九号) の施行に関すること
- を除く。)。 昭和三十三年法律第百九十三号) の施行に関すること (保険医療の実施に係るもの 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号) 及び国民健康保険法施行法

五 兀

- 国民健康保険法及び国民健康保険法施行法の施行に関する事務のうち、保険医療
- の実施に係るものに関すること。

六

- 七 未帰還者に関する特別措置法 (昭和三十四年法律第七号) の施行に関すること。
- 八 に関すること。 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和三十八年法律第六十一号) の施行
- 九 戦傷病者特別援護法 (昭和三十八年法律第百六十八号) の施行に関すること。
- すること。 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 (昭和四十年法律第百号) の施行に関

+

- + 行に関すること。 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和四十一年法律第百九号) の施
- 十二 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 (昭和四十二年法律第五十七号) 施行に関すること。
- 十三 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 (昭和四十二年法律第百十四
- 十四 の施行に関すること。 老人保健法の施行に関する事務のうち、医療に関すること (指定訪問看護事業
- 者に係るものを除く。)。 軍人軍属であつた者の身分上の取扱い及び遺骨遺品の伝達に関すること。
- 未引揚者の調査及び引揚者の援護に関すること

次の

軍人軍属であつた者及びその遺族の恩給に関すること。

に関すること

_ 十八 医療費適正化対策の総合企画、調査及び調整に関すること。 軍人軍属等であつた者の叙位及び叙勲に関すること 軍人軍属等であつた者の軍歴証明に関すること 後期高齢者医療制度に関すること。

財務会計に関すること。 庶務に関すること。

2 げる事務とする。 国保・援護課財政係の所掌事務は、第一項第五号、第二十二号及び第二十三号に掲

3 国保・援護課施設医療係の所掌事務は、第一項第六号に掲げる事務とする。

4

5 号 国保・援護課援護係の所掌事務は、第一項第一号、 第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事務とする。 第三号、第四号、第七号、第九

国保・援護課高齢者医療係の所掌事務は、第一項第十四号に掲げる事務とする。

6 で及び第十七号から第十九号までに掲げる事務とする。 国保・援護課恩給係の所掌事務は、第一項第二号、 第八号、 第十号から第十二号ま

に改める。 第三十一条の三第三号ロ中「認知症対応型共同生活介護」を「地域密着型サービス」

号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十五号の次に次の一号を加える。 第三十一条の十二第一項第十三号中「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条 を「福岡県消費生活条例」に改め、同項中第四十一号を第四十二号とし、第三十六

三十六 アジア文化交流センターに関すること。

四十一号及び第四十二号」に改める。 第三十一条の十二第二項中「第二号、」を削り、 「第四十号及び第四十一号」を「第

第三十一条の十五を次のように改める。

第三十一条の十五 削除

第三十一条の十七第一号中口を削り、八を口とし、二を八とし、ホを二とし、同条中 第一号の次に次の一号を加える。

第二号を第三号とし、 障害者雇用係

1 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和三十五年法律第百二十三号) の施行

第二章第一節第二款第四目の二中第三十一条の十八の次に次の二条を加える。

(国際交流局交流第一課の所掌事務)

第三十一条の十九 務は、 次のとおりとする。 第七条第二項に規定する生活労働部国際交流局交流第一課の所掌事

国際交流の総合企画、調査及び調整に関すること。

海外協力に関すること。

Ξ 海外の自治体等との姉妹友好提携に関する事務のうち、東アジアに関すること。

姉妹友好提携を行つた海外の自治体等との交流に関する事務のうち、東アジアに

関すること。

兀

一般渉外に関すること

五

六 在外県人の援護に関すること。

七 通訳及び翻訳に関すること。

八 その他国際交流に関する事務のうち、東アジアに関すること。

九 庶務に関すること (生活労働部国際交流局交流第二課に係るもの (公印の管守)

職員の服務、文書の収受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること

を除く。) を含む。)。

+財務会計に関すること。

+ パスポートセンターに関すること。

<u>+</u> 財団法人福岡県国際交流センターに関すること。

国連ハビタット福岡事務所の支援に関すること。

2 から第十二号までに掲げる事務とする。 国際交流局交流第一課渉外係の所掌事務は、前項第五号から第七号まで及び第九号

(国際交流局交流第二課の所掌事務)

第三十一条の二十(第七条第二項に規定する生活労働部国際交流局交流第二課の所掌事

務は、 次のとおりとする。

海外の自治体等との姉妹友好提携に関する事務のうち、他課に属しないこと。

姉妹友好提携を行つた海外の自治体等との交流に関する事務のうち、他課に属し

移住関係団体の指導及び連絡調整に関すること。

報

兀 五 び保存並びに公文書の開示等に関すること。 庶務に関することのうち、公印の管守、職員の服務、文書の収受、 その他国際交流に関する事務のうち、 他課に属しないこと 発送、

財務会計に関すること。

第三十三条の二第一号中トを削り、 同号に次のように加える。

- 飯塚研究開発センターに関すること。
- チ 財団法人福岡県産業・科学技術振興財団に関すること。
- 財団法人飯塚研究開発機構に関すること。

第三十三条の二第三号ロ中「関すること」の下に「 (飯塚研究開発センター及び財団

法人飯塚研究開発機構に関することを除く。)」を加える。

第四十条第五号中チをリとし、トをチとし、へをトとし、ホの次に次のように加える

有機農業の推進に関する法律 (平成十八年法律第百十二号) の施行に関するこ

を加え、同条第六号イ中「 (昭和二十四年法律第百九十五号) 」を削る。 第四十二条第四号ロ中「土地改良法」の下に「 (昭和二十四年法律第百九十五号) 」

福

畄

第四十三条第四号ホを削る。

県

公

り下げ、第六号の次に次の一号を加える。 第五十条の二第一項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰

当所長に委任されたものを除く。)。 土木部に係る工事の入札に関すること (事務委任規則別表の規定により、 財務担

号」に、同条第三項中「第十一号」を「第十二号」に改める。 第五十条の二第二項中「及び第六号から第十号」を「、第六号及び第八号から第十一

第五十八条第三号イを次のように改める。

高齢者、 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成十八年法律第九

一号)の施行に関する事務のうち、建築物に関すること。

年法律第七十六号) 」を「独立行政法人都市再生機構法 (平成十五年法律第百号) 」に 法 第六十条第二号ロ中「住宅建設計画法 (昭和四十一年法律第百号) 」を「住生活基本 (平成十八年法律第六十一号) 」に改め、同号八中「都市基盤整備公団法 (平成十一

改める。

編集及

第六十五条第一項第一号の表福岡県市町村合併推進審議会の項の次に次のように加え 第六十一条第二号イ中「高額所得者」を「高額所得者等」に改め、同号口を削る。

村合併調整 福岡県市町 九号) 第六十三条の規定による合併協議会に係るあつせん及 市町村の合併の特例等に関する法律 (平成十六年法律第五十 び調停に関すること。 総務部地方課

定及び向上に関する条例」を「福岡県消費生活条例」に、 第六十五条第一項第二号の表福岡県消費生活審議会の項中「福岡県民の消費生活の安 「、及び」を「、並びに」に

第七十一条第二号イ中「及び財務省」を「、財務省及び防衛省」に改め、同条第五号 第七十条第一項中「、副所長及び企画監」 を「及び副所長」に改める。 改める。

口を削る。

第五款 削除 第四章第一節第五款を次のように改める。

第七十八条から第八十条まで 削除

第八十七条の表福岡県粕屋保健福祉環境事務所、 福岡県鞍手保健福祉環境事務所及び

福岡県田川保健福祉環境事務所の項中

保健福祉課

「保健福祉課

高齢者・児童家庭係 を

障害者福祉係

高齢者・児童家庭係

障害者福祉係

監査指導係

同表福岡県久留米保健福祉環境事務所の項中 「高齢者・児童家庭課 高齢者・児童家庭課

高齢者福祉係

を

に改め、

監査指導係

児童家庭係

児童家庭第一係 高齢者福祉係

同表福岡県山門保健福祉環境事務所の項中 児童家庭第二係 ಠ್ಠ

る

第二項中「及び福岡県遠賀保健福祉環境事務所」を削り、同項第二号に次のように加え

5

保健福祉課

障害者福祉係

高齢者・児童家庭係 を

> 障害者福祉係 高齢者・児童家庭係

保健福祉課

に改め、

監査指導係

「保護課」を削る。

第八十九条第一項第二号イ⑴中「属しないこと」の下に「 (児童福祉施設に係る報告 第八十八条第五項中「、 福岡県山門保健福祉環境事務所」 を削る。

」の下に「 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の実地指導に関する ことを除く。)」を加え、同項第四号イ⑴中「第十二項」を「第十三項」に改め、 ビス事業者及び指定介護予防サービス事業者の実地指導に関することを除く。) 」を加 ⑤から⑼までを⑷から⑻までとし、同号イ⑽中「関すること」の下に「 (指定介護サー 徴収及び立入調査に関することを除く。)」を加え、同号イ中(3を削り、4)を(3)とし、 同⑪を同号イ⑨とし、同号イ中⑴を⑪とし、⑵を⑴とし、同号ロ⑺中「関すること 同条

監査指導係

- (1)八調査に関すること。 児童福祉法の施行に関する事務のうち、児童福祉施設に係る報告徴収及び立
- (2)業のみを経営する法人に限る。) に係る運営状況の調査、監査及びこれに伴う 指導に関すること。 社会福祉法の施行に関する事務のうち、社会福祉法人 (市町村社会福祉協議 保育所のみを経営する法人及び保育所と併せてその他の第二種社会福祉事
- (3)護予防サービス事業者の実地指導に関すること。 介護保険法の施行に関する事務のうち、指定介護サービス事業者及び指定介
- (4)の実地指導に関すること。 障害者自立支援法の施行に関する事務のうち、指定障害福祉サービス事業者

に規定する事務を除く。) 」を削り、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中 「前各項」を「第一項から第十一項」 第八十九条第二項第七号イ中「 (福岡県遠賀保健福祉環境事務所にあつては、 に改め、 同項の表下欄中「第十七条第一項、 同号ウ 第十

> 第二十三号、 条」に改め、同表下欄第一号中「第五条第三号の二から第七号まで、第十号、第十三号 九条第三項並びに第二十九条」を「第二十八条第一項、 「第三十五条第四号から第八号まで、第十三号、 第十四号の二から第十六号まで、第十九号、第二十号、第二十九号及び第三十号」を 同項の前に次の一項を加える。 第二十四号、第三十三号及び第三十四号」に改め、同項を同条第十三項と 第十六号、第十八号から第二十号まで、 第三十条第四項並びに第六十二

項の規定にかかわらず、当該下欄に掲げる区域の事務を所掌する。 前各項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる係にあつては、 第八十七条第

12

第八十九条第九項第七号八中「第七項」を	福祉課監査指導係 岡県山門保健福祉環境事務所の管轄区域福岡県山門保健福 第八十七条第一項に規定する、福岡県八	監査指導係 齢者・児童家庭課 齢者・児童家庭課 福祉環境事務所高 福岡県朝倉保健福祉環境事務所の管轄区域福岡県久留米保健 第八十七条第一項に規定する、福岡県久留	福祉課監査指導係 岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域福岡県田川保健福 第八十七条第一項に規定する、福岡県田	福祉課監査指導係と対している。「国際のでは、日本のでは	福祉課監査指導係 県糸島保健福祉環境事務所の管轄区域祉環境事務所保健 県粕屋保健福祉環境事務所、福岡県宗福岡県粕屋保健福 第八十七条第一項に規定する、福岡県
ʊ「第八項」に改め、同項を同条第十一項と	務所の管轄区域 である。福岡県八女保健福祉環境事務所及び福	事務所の管轄区域	務所の管轄区域	区域 県鞍手保健福祉環境事務所及び福岡県嘉穂保健福祉環境事務所の管轄第八十七条第一項に規定する、福岡県遠賀保健福祉環境事務所、福岡	所の管轄区域 所、福岡県宗像保健福祉環境事務所及び福岡 する、福岡県筑紫保健福祉環境事務所、福岡

ライゴンを ・ 参ノゴー にこめ 同耳を同身第一一耳

- Ų 同項の前に次の一項を加える。
- ಶ್ 福岡県山門保健福祉環境事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとす

総務企画課

- 総務係
- 第一項第一号イ2及び3に規定する事務
- 生活保護法の施行に関する事務のうち返還金、 徴収金に関すること。

(2)(1)

- 二 保健福祉課 高齢者・児童家庭係 企画指導係 第一項第一号口に規定する事務
- (1) 障害者福祉係 第一項第二号イに規定する事務

(1)

第一項第二号口に規定する事務

(1) 監査指導係 第二項第二号八に規定する事務

第一項第三号に規定する事務

三 健康対策課

兀

衛生課

五

第一項第四号に規定する事務

第八十九条第八項第二号を次のように改める。

第一項第七号に規定する事務

一 高齢者・児童家庭課

高齢者福祉係

(1) 第一項第二号イ(5)、(8)及び(9)に規定する事務

児童家庭係

第一項第二号イ(1)から(4)まで、(6)、 (7) ⑩及び⑪に規定する事務

監査指導係

第二項第二号八に規定する事務

第八十九条第八項を同条第九項とし、同条第七項第二号に次のように加える。

監査指導係

第二項第二号八に規定する事務

第八十九条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「、福岡県八女保健福祉環境事務

所及び福岡県山門保健福祉環境事務所」を「及び福岡県八女保健福祉環境事務所」に改

同項を同条第七項とし、同条第五項第二号に次のように加える。

八 監査指導係

第二項第二号八に規定する事務

第八十九条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 福岡県遠賀保健福祉環境事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとす

ಕ್ಕ

総務企画課

総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

企画指導係

第一項第一号口に規定する事務

二 保健福祉課

高齢者・児童家庭係

第一項第二号イに規定する事務

障害者福祉係

第一項第二号口に規定する事務

健康対策課

第一項第三号に規定する事務

兀

衛生課

1 第一項第四号に規定する事務

五 保護第一課

保護第一係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関す

ること。

(1)

第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関す

П

保護第二係

ること。

六 保護第二課

保護第一係

(1)第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関す

保護第二係

(1) ること。 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関す

七 環境課

第一項第七号に規定する事務 (同号ウに規定する事務を除く。)

第四章第三節第二款を次のように改める。 第二項第七号口に規定する事務

П

内部組織及び位置) 第二款 アジア文化交流センター

第百三十条 交流センターの名称、内部組織及び位置は、次のとおりとする。 福岡県立アジア文化交流センター条例の規定により設置されたアジア文化

18182	七交流センター	福岡県立アジア文	名称
流	展示課	広報課	内部組織
		太宰府市石坂四丁目七番二号	位置

(役付職員)

第百三十一条 アジア文化交流センターに所長及び副所長を、同センターの各課に課長

(所掌事務)

を置く

第百三十二条(アジア文化交流センターの各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 広報課

利用促進、広報に関すること。

庶務に関すること。

財務会計に関すること。

展示課

展示に関すること。

展示資料等の収集・保存に関すること。

八 調査研究に関すること

情報に関すること。

交流課

交流に関すること。

地域との連携に関すること。

教育普及に関すること。

第四章第三節に次の一款を加える。

第七款 パスポー トセンター

(設置、名称、内部組織及び位置)

第百三十七条の九 一般旅券の交付等の事務を行うため、パスポートセンターを設置す

2 パスポートセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

福岡県パスポートセンター	名称
福岡市中央区天神一丁目一番一号	位置

パスポートセンターの内部組織の名称及び位置は、次のとおりとする。

3

名称	位置
九州支所福岡県パスポートセンター北	北九州市小倉北区浅野三丁目八番一号
留米支所福岡県パスポートセンター久	久留米市合川町一六四二番地の一
塚支所 福岡県パスポートセンター 飯	飯塚市新立岩八番一号

(役付職員)

第百三十七条の十 パスポートセンターに所長及び次長を、同センター の支所に支所長

を置く。

(所掌事務)

第百三十七条の十一 パスポートセンター及び同支所の所掌事務は、次のとおりとする

パスポー トセンター

団体営係 県営第三係 県営第二係 8

1 旅券法 (昭和二十六年法律第二百六十七号) の施行の総括に関すること。

庶務に関すること。

財務会計に関すること (支所に係るものを含む。

支所

旅券法の施行に関すること。

庶務に関すること。

第百四十六条第一項第四号を削り、 同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし

第七号を第六号に改める

第百六十二条の表福岡県飯塚農林事務所の項中

"農地整備鉱害課

県営第一係 「農地整備課

を 県営第一係

同表福岡県筑後農林事務所の項

県営第二係

に改め、

県営第三係

「字九郎地山六〇一番地の一」を「六〇六番地一」に改め、同表福岡県行橋農林事務 鉱害係 「県営第二係

中

所の項中

を「県営第二係」に改める。

とし、同条第四項第五号中「農地整備鉱害課」を「農地整備課」に改め、同号八に次の 第百六十四条第一項第五号二中②を削り、③を②とし、④から⑧までを③から⑦まで 団体営係」

第一項第五号二に規定する事務

ように加える。

第百六十四条第四項第五号二及びホを削り、同条第六項第四号ロに次のように加える

(3)第一項第五号二に規定する事務

第百七十七条第三項の表福岡県病害虫防除所筑後支所の項中「字九郎地山六〇一番地 第百六十四条第六項第四号中八を削り、二を八とする。

の一」を「六〇六番地一」に改める。

第百九十二条中「 (昭和二十五年法律第十二号) 」を削り、同条の表福岡県筑後家畜

保健衛生所の項中 「九郎地山六二七番地」を「六〇六番地一」に改める。

第二百三十一条の表福岡県福岡土木事務所の項中

「用地課

管理第一係 「用地課

管理第二係 を 管理第一 管理第 一 係 係 ビ

用地係

用地係

災害用地係

「災害事業室 「災害事業室

橋梁係 橋梁係

を

河道係

に改め、 同表福岡県北九州土木事務所の

河道第一係

河道第二係 緊急連絡管建設事業室_

項中「都市施設整備課」 を 「都市施設整備課 緊急連絡管建設事業室_ に改め、

同表福岡県那珂土木事務

「災害事業室

橋梁係

河道第一係 を

所の項中

橋梁係

災害事業室

河道係

に改め、 同表福岡県宗像土木事務所の項中

「河川砂防課

河道第二係

「河川砂防課」を 緊急連絡管建設事業室」

に改め、第二百三十二条第三項中「福岡土

災害事業室」の下に「及び宗像土木事務所の緊急連絡管建設事業室」を加える。 策室」の下に「、北九州土木事務所の緊急連絡管建設事業室」を、 木事務所の災害事業室」の下に「及び緊急連絡管建設事業室」を、 「那珂土木事務所の 「有明海沿岸道路対

第二百三十三条第二項中「災害事業室」の下に「、緊急連絡管建設事業室」を加え、

同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急連絡管建設事業室

北部福岡緊急連絡管建設事業に関すること

急連絡管建設事業室」 「前項第七号二」を「前項第八号二」に改め、同条第九項中「各課ごと」の下に「、緊 第二百三十三条第三項第六号イ中「前項第七号口」を「前項第八号口」に、 を加え、同項中第七号を第八号とし、同項第六号イ中「第二項第 同号八中

所の項中「工務課」

を

工務第一係

に改める。

二」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える 七号口」を「第二項第八号口」に改め、 同号八中「第二項第七号二」を「第1 一項第八号

緊急連絡管建設事業室

北部福岡緊急連絡管建設事業に関すること。

を「福岡県朝倉土木事務所」に改め、同号八中「第二項第七号二」を「第二項第八号二 に改め、同条第十五項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。 「第二項第七号口」を「第二項第八号口」に改め、同号口中「福岡県甘木土木事務所」 同号八中「第二項第七号二」を「第二項第八号二」に改め、同条第十二項第七号イ中 第二百三十三条第十一項第七号イ中「第二項第七号ロ」を「第二項第八号ロ」に改め

五 緊急連絡管建設事業室

北部福岡緊急連絡管建設事業に関すること。

第二百四十条第二項の表福岡県五ケ山ダム建設事務所及び福岡県伊良原ダム建設事務

「工務課

工務第二係

第二百六十条の二の二第二項中「消費生活センター」の下に「、アジア文化交流セン

則

ター」を加える。

この規則は、 公布の日から施行する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年四月十九日

福岡県知事 麻 生

渡

福岡県規則第三十五号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則 (昭和四十年福岡県規則第二十二号) の一部を次のように改正す

ಠ್ಠ

9 改める。 目次中 「第十九条の二」を「第十九条」に、 「第三十三条」 を「第三十二条の二」

に

第七条の見出し中「県立病院課長」 を「障害者福祉課」に改める。 を 「障害者福祉課長」に改め、 同条中 「県立病院

第八条 (見出しを含む。) 中「県立病院課」を「障害者福祉課」 に改める。

第十八条第一号中「県立病院対策長、県立病院課、」を削る。

第十九条の二を削る。

第二十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、大牟田市の区域においては、山門保健福祉環境事務所長に、第三号及び第

五号から第七号までに掲げる事務を委任する。

うに加える。 の下に "。以下この号中「法」という。」を加え、同号イ後段を削り、同号に次のよ 第二十条第一項第三号イ後段を削り、同項第五号中「昭和三十六年法律第百五十五号

出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと ることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申 に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであ 施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出

第二十条第一項第六号イ後段及び第七号イ後段を削り、同条第二項に次のただし書を

加える。

三号まで及び第五号に掲げる事務を委任する。 ただし、 大牟田市の区域においては、山門保健福祉環境事務所長に、 第一号から第

号中「法」という。)」を加え、同号イ後段を削り、同号に次のように加える。 第二十条第二項第一号中「社会福祉施設職員等退職手当共済法」の下に「 (以下この

ることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申 に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであ 施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出

ただし書を加える 第二十条第二項第1 |号二、第三号イ後段及び第五号イ後段を削り、 同条第三項に次の

出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。

号及び第五号に掲げる事務を委任する ただし、大牟田市の区域においては、 山門保健福祉環境事務所長に、 第 号 第四

二(社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下この号中「法」という。)の施行に関第二十条第三項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

この号中社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則を「施行規則」という。する事務

又は特定社会福祉事業が社会福祉施設又は特定社会福祉事業であることの証明をイ(施行規則第二条第二項の規定に基づき、共済契約の申込みに係る社会福祉施設

出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。 ることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであロ 施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出

第二十条第三項に次の二号を加える。

四 登録免許税法の施行に関する事務

この号中登録免許税法施行規則を「施行規則」という

第一項に規定する社会福祉事業の用に供するものであることの証明を行うこと。イ 施行規則第三条第一号の規定に基づき、登記に係る不動産が社会福祉法第二条

五 福岡県税条例 (以下この号中「条例」という。) の施行に関する事務

福

税を課されないものであることの証明を行うこと。イー条例第二十条の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得

第二十条第四項に次のただし書を加える。

五号まで及び第七号に掲げる事務を委任する。ただし、大牟田市の区域においては、山門保健福祉環境事務所長に、第三号から第

号中「法」という。) 」を加え、同号イ後段を削り、同号に次のように加える。第二十条第四項第三号中「社会福祉施設職員等退職手当共済法」の下に「 (以下この

出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。ることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであロ 施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出

第二十条第四項第四号リ、第五号イ後段及び第七号イ後段を削り、同条第五項に次の

ただし書を加える。

号、第六号、第七号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事務を委任する。ただし、大牟田市の区域においては、山門保健福祉環境事務所長に、第二号、第三

祉施設職員等退職手当共済法」の下に「 (以下この号中「法」という。) 」を加え、同第二十条第五項第二号チ、第三号イ後段及び第六号八を削り、同項第七号中「社会福

号イ後段を削り、同号に次のように加える。

出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。 ることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであロ 施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出

三号に次のように加える。第二二十条第五項第九号イ後段、第十一号イ後段及び第十二号二を削り、同条第六項第

による公費負担の決定を行った場合に患者票を申請者に交付すること。施行規則第二十条の三第三項の規定に基づき、法第三十七条の二第一項の規定

は診療所を変更しようとするときの届出を受領すること。ケー施行規則第二十条の三第五項の規定に基づき、患者がその医療を受ける病院又

こと。結核患者について医療を受ける必要がなくなったときに患者票の返納を受領する力が施行規則第二十条の三第六項の規定に基づき、患者票の交付を受けた者がその

でとし、ヰの前に次のように加える。条の十三」に改め、同ヰを同号ヤとし、同号中ウをクとし、ナからムまでをヰからオま第二十条第七項第三号ヰ中「第五条の七及び第五条の八」を「第五条の十二及び第五

せること。
ウ 法第五十二条第二項の規定に基づき、医療法人の定款、事業報告書等を閲覧さ

との病床数に変更がない場合に限る。)」を加え、同八を同号へとし、同号口中「病院「床数を除く。)」を削り、「変更を許可すること」の下に「 (病床数及び病床の種別ごトからナまでとし、同号八中「療養病床に係る」を「病床の設置及び」に改め、「 (病」を「事業報告書等」に改め、同ネを同号ムとし、同号中ツをラとし、二からソまでを第二十条第七項第三号ネ中「第五十一条第一項」を「第五十二条第一項」に、「決算

- 同号ホとし、同号中イを二とし、二の前に次のように加える。 の下に「又は診療所」を加え、 「診療所又は」及び「病床数その他」 を削り、 同口を
- の報告を受けること。 法第六条の三第一項及び第二項の規定に基づき、病院等から医療に関する情報

号外①

- 関する必要な情報の提供を求めること。 法第六条の三第四項の規定に基づき、 市町村その他の官公署に対し、 病院等に
- 八 法第六条の三第六項の規定に基づき、病院等の開設者に対し、報告等を命ずる
- 第二十条第七項第三号に次のように加える。
- マ 療養病床の転換を行う旨の届出を受領すること。 施行規則附則第五十一条及び第五十二条第一項の規定に基づき、精神病床又は
- 第二十条第八項第十二号を次のように改める。
- 十二 動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和四十八年法律第百五号。以下この号中 「法」という。) の施行に関する事務

法第十条第二項の規定に基づき、動物取扱業の登録申請書等を受領すること

その旨を申請者に通知すること (法第十三条第二項及び法第十四条第三項におい 法第十三条第二項において準用する場合を含む。 法第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、動物取扱業者登録簿に登録し、

て準用する場合を含む。)。

- 八 おいて準用する場合を含む。)。 に通知すること (法第十三条第二項、 法第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、 法第十四条第三項及び法第十九条第二項に 登録を拒否し、その旨を申請者
- 二 法第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、動物取扱業の種別、氏名等の変 更又は飼養施設の設置の届出を受領すること。
- 朩 法第十五条の規定に基づき、動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供すること。
- 法第十六条第一項の規定に基づき、 廃業等の届出を受領すること。
- 法第十七条の規定に基づき、動物取扱業者の登録を抹消すること。
- チ を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。 法第十九条第一項の規定に基づき、動物取扱業者の登録を取り消し、 又は期間

- IJ 法第二十三条第一項の規定に基づき、 動物取扱業者に対して改善の勧告を行う
- 又 べきことを勧告すること。 法第二十三条第二項の規定に基づき、 動物取扱業者に対して必要な措置をとる
- ル とるべきことを命ずること。 法第二十三条第三項の規定に基づき、 動物取扱業者に対して勧告に係る措置を
- 法第二十四条第一項の規定に基づき、動物取扱業者に対し、 必要な報告を求め
- 又は所属職員に、当該動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り 飼養施設その他の物件を検査させること。
- ワ 又は勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。 起因して周辺の生活環境が損なわれている事態が生じていると認める場合におい て、当該事態を生じさせている者に対して必要な措置をとるべきことを勧告し、 法第二十五条第一項及び第二項の規定に基づき、多数の動物の飼養又は保管に
- 法第二十六条の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可を行うこと。
- 付すること (法第二十八条第二項において準用する場合を含む。)。 法第二十七条第二項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可に条件を
- 行うこと。 法第二十八条第一項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の変更の許可を
- づく軽微な変更の届出を受領すること。 法第二十八条第三項の規定に基づき、 法第二十八条第一項ただし書の規定に基
- ソ 法第二十九条の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可を取り消すこと
- ツ ことを命ずること。 法第三十二条の規定に基づき、特定動物飼養者に対して必要な措置をとるべき
- ネ 関係のある場所に立ち入り、 法第三十三条第一項の規定に基づき、 又は所属職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他 特定飼養施設その他の物件を検査させること 特定動物飼養者に対し、必要な報告を求
- 引き取るべき場所を指定すること 法第三十五条第一項及び第二項の規定に基づき、犬又はねこを引き取り、又は

ム 法第三十七条第二項の規定に基づき、犬又はねこの引取り等に際して、メラ 法第三十六条第二項の規定に基づき、負傷動物等を収容すること。

だし書を加える。
第十五条第一項」を「第九条第一項」に改め、同卜を同号二とし、同条第十項に次のた号口とし、同号へ中「第十四条」を「第八条」に改め、同へを同号八とし、同号ト中「条」に改め、同二を同号イとし、同号ホ中「第十三条」を「第七条」に改め、同ホを同第二十条第八項第十六号イから八までを削り、同号二中「第十二条第一項」を「第六

口号までこ曷げる事務を委託する。 ただし、大牟田市の区域においては、山門保健福祉環境事務所長に、第五号から第

号中「法」という。)」を加え、同号イ後段を削り、同号に次のように加える。第二十条第十項第五号中「社会福祉施設職員等退職手当共済法」の下に「 (以下この七号までに掲げる事務を委任する。

出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。ることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであ口 施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出

を加える。 第二十条第十項第六号イ後段及び第七号イ後段を削り、同条第十一項に次のただし書

福

る事務を委任する。 ただし、大牟田市の区域においては、山門保健福祉環境事務所長に、第一号に掲げ

ら受領すること。

「大祭第十一項第一号リを削り、同号中チを力とし、力の前に次のように加える。第二十条第十一項第一号リを削り、同号中チを力とし、力の前に次のように加える。

指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護療ヌ 法第百十三条の二第五項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設について、第二十条第十一項第一号中トをヲとし、へをルとし、ルの前に次のように加える。

第二十条第十一項第一号中ホをリとし、二をチとし、チの前に次のように加える。養型医療施設の運営をしていないと認める旨の通知を市町村から受領すること。

ト 法第八十三条の二第五項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者について、

事業の運営をしていないと認める旨の通知を市町村から受領すること。指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定居宅介護支援のトー法第ハ十三条の二第五項の規定に基つき、指定居宅介護支援事業者について

第二十条第十一項第一号中八をへとし、口をホとし、ホの前に次のように加える。

ービスの事業の運営をしていないと認める旨の通知を市町村から受領すること。指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅サー法第七十六条の二第五項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者について、

第二十条第十一項第一号中イを八とし、八の前に次のように加える。

じ、又は所属職員に質問させること(実地指導に限る。)。 告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた居宅サービス等に関し、報及び介護予防住宅改修費の支給を除く。以下同じ。)について、居宅サービス等へ 法第二十四条第一項の規定に基づき、介護給付等(居宅介護住宅改修費の支給

を命じ、又は所属職員に質問させること (実地指導に限る。)。者であつた者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等の内容に関し、報告、法第二十四条第二項の規定に基づき、介護給付等を受けた被保険者又は被保険

第二十二条第一号イ中「第十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

うに加える。第二十九条第二号中ホをへとし、イから二までを口からホまでとし、口の前に次のよ

法第七条第六項の規定に基づき、衛生管理責任者配置及び変更届を受領するこ

第二十九条第二号に次のように加える。

と (法第十条第二項において準用する場合を含む。) 。

へ持ち出すことを許可すること。
ト 施行令第五条第一項第一号から第三号までの規定に基づき、獣畜等をと畜場外

第三十二条の次に次の一条を加える。

(アジア文化交流センター所長委任事項)

第三十二条の二 福岡県立アジア文化交流センター所長に、次に掲げる事務を委任する

のように加える

を 福岡県立アジア文化交流センターの管理及び運営に関する事務 この号中福岡県立アジア文化交流センター条例 「条例」、 福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則 (平成十七年福岡県 (平成十七年福岡県条例第十二号

1 条例第三条第二項の規定に基づき、使用料の還付を行うこと。

ತ್ಯ

規則第七十二号)を「規則」という。

条例第四条の規定に基づき、使用料の減免を行うこと

八 規則第二条第二項の規定に基づき、臨時に休館し、又は開館すること。

規則第三条第二項の規定に基づき、 臨時に開館時間等を変更すること

朩 規則第四条の規定に基づき、管理及び利用の手続を定めること。

料のうちその他の写真撮影等料金を定めること。 規則第九条の規定に基づき、 普通観覧料のうち特別展示の観覧料及び特別観覧

第五十条第八項第一号中ツをムとし、トからソまでをルからラまでとし、 第五十条第五項第二号を削り、 同項中第三号を第二号とする。

ルの前に次

ヌ 第四十六条の二第二項において準用する場合を含む。)。 法第三十九条の二第二項の規定に基づき、保安林台帳の閲覧をさせること (法

」に改め、同ホを同号チとし、同号二中「第三十四条の二第一項」を「第三十四条の三 第一項」に改め、同二を同号トとし、同号八の次に次のように加える。 四条の二第二項」を いて準用する法第三十四条の二第四項」に改め、同へを同号リとし、 第五十条第八項第一号へ中「第三十四条の二第四項」を「第三十四条の三第二項にお 「第三十四条の三第二項において準用する法第三十四条の二第二項 同号ホ中 第三十

出書を受領すること(法第四十四条において準用する場合を含む。 立木の伐採の方法に適合し、 ない範囲内において択伐による立木の伐採をしようとする者が提出する択伐の届 法第三十四条の二第一項の規定に基づき、保安林に係る指定施業要件に定める かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超え

朩 採立木材積又は伐採方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合し ないと認めるとき、当該届出書を提出した者に対し、その択伐の計画を変更すべ 法第三十四条の二第二項の規定に基づき、同条第一項の届出書に記載された伐

き旨を命じること (法第四十四条において準用する場合を含む。) 。

にその旨を通知すること (法第四十四条において準用する場合を含む。 書が提出された場合において、当該択伐に係る立木の所在地の属する市町村の長 法第三十四条の二第四項の規定に基づき、同条第一項の規定により択伐の届出

第七十条第八項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第十一号を次のように改め

+ 十一号。以下この号中「法」という。) の施行に関する事務 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成十八年法律第九

等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすること。 円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動 実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等 法第十五条第三項の規定に基づき、法第十四条第五項に規定する措置の適確な

施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすること 等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定 に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主 法第十六条第三項の規定に基づき、特定建築物について同条第一項及び第二項

八 物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。 動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、 建築物若しくはその工事現場に立ち入り、 法第五十三条第三項の規定に基づき、建築主等に対し、特定建築物の建築物移 特定建築物、 建築設備、 又は所属職員に、 書類その他の 特定

別表中

入札の執 行その他

を

及び建築都市部の工事執行に係る委託料及び工事請負費については五、 ただし、企画振興部 (北部福岡緊急連絡管建設事業に限る。) 、土木部

行その他

〇〇〇万円未満とする。

入札の執

に

改める。

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

平成十九年四月十九日

福岡県規則第三十六号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県知事

麻

生

渡

ように改正する。 福岡県職員の職の設置に関する規則 (昭和五十年福岡県規則第十八号) の一部を次の

十九号までを一号ずつ繰り上げる。 別表の二 出先機関の表中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第四

号まで」を「第一号から第三十八号まで、第四十号及び第四十三号から第四十八号まで に改める。 別表の備考中「第一号から第三十九号まで、第四十一号及び第四十四号から第四十九

附 則

福

畄

この規則は、 公布の日から施行する。

福岡県県立病院対策長等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、こ

平成十九年四月十九日

こに公布する。

福岡県知事

麻

生

渡

福岡県規則第三十七号

福岡県県立病院対策長等の職の設置に関する規則(平成三年福岡県規則第三十七号) 福岡県県立病院対策長等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県建設監理監の職の設置に関する規則

第一条を削る。

第二条の見出し及び条名を削る。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する

この規則は、 公布の日から施行する。

福岡県自動車産業振興室設置規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

福岡県規則第三十八号

福岡県知事

麻

生

渡

平成十九年四月十九日

福岡県自動車産業振興室設置規則の一部を改正する規則

福岡県自動車産業振興室設置規則 (平成十八年三月福岡県規則第四十八号)

の一部を

次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 前二項に規定する職のほか、自動車博覧会事務局の事務に従事する職員として

附

室に参事を置く。

この規則は、 公布の日から施行する。

福岡県分権改革推進室設置規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年四月十九日

福岡県規則第三十九号

福岡県知事

麻

生

渡

福岡県分権改革推進室設置規則

第一条 務を処理するため、福岡県行政組織規則 (昭和三十四年福岡県規則第六十六号) 第三 条第三項の規定に基づき、総務部財政課に分権改革推進室 (以下「室」という。) を 分権型社会を担う制度・政策の企画立案やその実現に向けた取組みに関する事

付置する。

(役付職員等)

第 条 室に室長、 企画監及び企画主幹を置く。

2 する職員(同課の課長、 前項に規定する職のほか、 副課長及び課長補佐の職にある者を除く。) をもって充てる 室の事務に従事する職員は、総務部財政課の事務に従事

第三条 室の所掌事務は、地方分権改革の推進に関することとする。

(所掌事務)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県北部福岡緊急連絡管建設室設置規則を制定し、

ここに公布する

平成十九年四月十九日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第四十号

福岡県北部福岡緊急連絡管建設室設置規則

(設置)

第一条 水資源対策局に北部福岡緊急連絡管建設室 (以下「建設室」という。) を設置する。 則 (昭和三十四年福岡県規則第六十六号) 第三条第三項の規定に基づき、 北部福岡緊急連絡管建設事業に関する事務を処理するため、福岡県行政組織規 企画振興部

(役付職員等)

第二条建設室に室長及び室長補佐を置く。

2 前項に規定する職のほか、建設室に知事が必要と認める職員を置く。

(所掌事務)

第三条 建設室の所掌事務は、次のとおりとする。

北部福岡緊急連絡管建設事業に関すること。

二 庶務に関することのうち、公印の管守、職員の服務、

び保存並びに公文書の開示等に関すること。

Ξ 財務会計に関すること

(施行期日)

2

興部水資源対策局計画課において所掌する。

建設室に係る庶務 (前項第二号に規定する事務を除く。) に関する事務は、

企画振

1 この規則は、 公布の日から施行する。

(福岡県北部福岡緊急連絡管建設準備室設置規則の廃止)

は、廃止する。

福岡県九州国立博物館室設置規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年四月十九日

福岡県規則第四十一号

福岡県九州国立博物館室設置規則

第一条 九州国立博物館に関する事務を処理するため、福岡県行政組織規則 (昭和三十

四年福岡県規則第六十六号) 第三条第三項の規定に基づき、生活労働部生活文化課に

九州国立博物館室 (以下「室」という。)を付置する。

(役付職員等)

第二条 室に室長及び企画主幹を置く。

2

前項に規定する職のほか、室の事務に従事する職員は、生活労働部生活文化課の事

務に従事する職員 (同課の課長、副課長、企画広報監、課長補佐及び係長の職にある

者を除く。)をもって充てる。

則

第三条室の所掌事務は、

九州国立博物館に関することとする。

(所掌事務)

(施行期日)

文書の収受、発送、

編集及

1 この規則は、公布の日から施行する。

(福岡県九州国立博物館室等の設置に関する規則の廃止)

附

則

福岡県北部福岡緊急連絡管建設準備室設置規則 (平成十八年福岡県規則第七十九号

2

福岡県知事 麻 生 渡

2 は廃止する。 福岡県九州国立博物館室等の設置に関する規則 (平成五年福岡県規則第六十八号)

福岡県病院事業財務規則の 一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年四月十九白

福岡県知事 麻 生

渡

福岡県規則第四十二号

福岡県病院事業財務規則の一部を改正する規則

改正する 福岡県病院事業財務規則 (昭和三十九年福岡県規則第七十八号) の一部を次のように

下 「障害者福祉課」という。)」に改め、 に、「財務係長」を「企画管理係長」に改める 同条第三項中「県立病院課」を「障害者福祉

第八条中「県立病院課」を「障害者福祉課」に改める。

第三条第一項中「県立病院課

(以下「県立病院課」という。) を「障害者福祉課

似

立病院課長」を「障害者福祉課長」に改める。 第十五条、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項及び第二十二条第二項中 県

第二十三条の表中「県立病院課」を「障害者福祉課」に改める。

第二十七条、第二十七条の四、 第二十九条、第三十二条第一項及び第三十二条の二第

福

項中「県立病院課長」を「障害者福祉課長」 に改める。

第四十条第一項及び第二項中「県立病院課」を「障害者福祉課」に改める。

七十九条第一項及び第八十条中「県立病院課長」を「障害者福祉課長」に改める。 条、第六十九条、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条第一項、第七十八条、第 第四十四条の二第二項、第五十四条、第五十八条第二項、第六十条第一項、 第六十二

第八十一条第一項中「県立病院課長」を「障害者福祉課長」に、「行なう」を「行う に改め、 同条第二項中「行ない」を「行い」 同条第三項中「県立病院課長」を「障害者福祉課長」に改める。 ΙĆ 「県立病院課長」を「障害者福祉課

改める。 第八十二条中「県立病院課長」 を「障害者福祉課長」 ľ 「予算を」を「予算の」 に

第八十二条の二及び第八十三条中「県立病院課長」を「障害者福祉課長」に改める。

二十二号まで中「 (県以病院課) 」を「 (障害者福祉課) 」に改める 様式目次中「 (県立病院課) 」を「 (障害者福祉課) 」に改める。 様式第一号、様式第十四号、様式第十五号、様式第十七号、様式第二十号から様式第

様式第二十三号中「 (県立病院課) 」を「 (障害者福祉課) 」に、 「福岡県保健福祉

部県立病院課」を 「福岡県保健福祉部障害者福祉課」に改める。

式第三十六号から様式第四十一号まで及び様式第四十四号から様式第四十六号の二まで 様式第二十四号、 様式第二十五号、様式第二十六号から様式第二十七号の二まで、 樣

害者福祉課)」に、 様式第四十七号、様式第四十八号及び様式第四十九号中「 (細片漸深端) 」を「 (福 「合計名」 を「福岡洞筋院事業ゆ計」に改める。

様式第五十号から様式第五十六号まで及び様式第五十九号中「 (細炓跡≌端) 」 を

様式第六十二号及び様式第六十三号中「 (洄口添窕端) 」を「 (暉⊪ぱ福祥端) 」 「県立病院課長」を「障害者福祉課長」に改める

に

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。



福岡県訓令第十七号

出先機関

本

庁

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成十九年四月十九日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

ように改正する 福岡県職員の駐在に関する規程(昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号)の一部を次の

第四号とし、同表産業振興事務及び連絡調整事務関係の項の次に次のように加える。 別表産業振興事務及び連絡調整事務関係の項担当事務の欄中第四号を削り、 第五号を

福岡県訓令第十八号

報 号外① の項の次に次のように加える改正規定は、平成十九年六月一日から施行する。 別表中 この訓令は、 豊前市 行橋市 振興事務関 自動車産業 附 則 築上郡上毛町 築上郡吉富町 豊前市 京都郡みやこ町 京都郡苅田町 行橋市 築上郡築上町 福岡市 公布の日から施行する。ただし、自動車産業振興事務及び連絡調整事務 を 豊前市 行橋市 業振興室 企業立地課自動車産 に改める。 北部九州自動車百五 構想に関すること。 十万台生産拠点推進

本

岡 警 部

福岡県人事委員会事務局

福岡県労働委員会事務局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成十九年四月十九日

福岡県知事

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程 (昭和四十年三月福岡県訓令第五号) の一部を次のように改正す

庁

先 関

畄 県 県 教 察 育 本 庁

福 福 出

福岡県監査委員事務局

岡 . ! 議 会 事 務 局

麻 生 渡

> ĺĆ 第七条の表人事委員会事務局の項中「任用課課長補佐」を「任用課長が指定する職員 **「任用課任用係長」を「任用課長が指定する職員」に改め、同条注2イ中「防衛**

る

庁長官」を「防衛大臣」に改める。

ಕ್ಕ 第十六条第十三号ホ中「第二百三十七条第五項」を「第二百三十七条第四項」に改め

第二十一条第三号イ中「第十九条」を「第十条」に改める。

別表一第十二項課長専決事項の上欄第八号中「第九条」を「第十条」に改める。

別表二中

係るもの 本庁等執行に を

を除く。 全額 (出 関委任のもの 先機 に改める。

附

則

この訓令は、 公布の日から施行する。

福岡県訓令第十九号

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

出先機関

本

庁

平成十九年四月十九日

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県知事

麻 生

渡

福岡県公印規程(昭和四十年四月福岡県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十五項を次のように改める。

定価	
一箇月二、	
三五〇円	
(税込	
• 郵便料別)	

	[19年4月19日 木曜						本① 18
この訓令は、則	別 表 第 二 中	四十八	別 表 第	士七	別 表 第	二 十 五	
	_	員 君 福 福 見 見 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	一 第 四-	長福印剛県	第二	長 福 印 岡 県	
公布の日から施行する。	48 福岡県保健	員印 害者福祉課企業出納 福岡県保健福祉部障	別表第一第四十八項を次のように改める。	部	別表第一第二十七項を次のように改める。	部	
ロから始	福祉部県立病院課企業	出 部 納 障 48	を次のよ	局 27	を次のよ	局 25	
爬 行 す ろ	出納員印	てん書	ように改	てん書	らに改		
V	を 48	方	める。	方六	らめる。	て ん 書 方 六	
,	福 岡 県 保 健 福 祉 部 障 害 者 福 祉 課 企 業 出 納 員 印	任事務 任事務 任事務委任規則		一般文書		般文書	
	に改める。	当該企業出納員		長地整備対策長印に		つては外資源対策局長印にあつては対策局を消費を持一にあっては対策局で連要権・同和対策局にあっては大権・同和対策局にあっては大権・同和対策局間長のにあっては労働局長のにあっては労働局長のにあっては対策を決議し、対策にあっては対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	を